

## 第1章 総則

第1条（目的） 本共同体は、当教区司教の方針に従い、主イエス・キリストの生涯とその弟子たちの活動を原点として、福音宣教できる共同体の体制を整え、行動を活性化するために、本規約を制定する。

## 第2章 組織

第2条（小教区評議会） 小教区の中において小教区の意志決定を担う機関として、ブロック担当司祭団は、本共同体の協力修道会・信徒・各活動部会の代表からなる、カトリック伏見教会小教区評議会を主宰する。

第3条（評議員） 小教区評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰し、場合によっては司教から任命された修道者がこれに含まれる。信徒全体を代表する3名の役員、下記の活動部の代表各1名、協力修道会の選任する代表1名が評議員として参加する。課題に応じて任意グループの代表が参考人として参加できるものとする。ただし、その参加はブロック担当司祭団の承認が必要である。

第4条（役員） 役員は、満20才以上の在籍信徒による3名連記の無記名推薦投票を行い、これを参照にして、ブロック担当司祭団が、3名を任命する。

役員の選出は、役員会の責任と管理のもとに、準備された投票用紙に、満20才以上の信徒が1～3名の候補者を上げるか、上げられない旨を必ず記入して投票を行う。

第5条（役員の責務） 役員はブロック担当司祭団のもとに、小教区における共同宣教司牧のチームとなって、小教区全体の運営を調整する。小教区評議会の会合の準備、議事運営、記録等を行う。また上部組織の会議には、少なくとも1名の役員が、これに出席し、会議後、その結果を役員会に報告する。

第6条（活動部） 役員を除く各信徒は、可能な限り教育、典礼、広報、施設管理、財務、社会活動、国際協力、行事企画のいずれかの部に登録、所属して、具体的に共同体の維持・成長に貢献するものとする。ただし、財務部については、公募はせずにブロック担当司祭団と役員とが相談し、司祭団が指名する。しかし、病気、年齢、家庭の事情等により具体的な活動に参加できない信徒もまた、共同体の一員であり、献金、祈り、犠牲によって、共同体に貢献できることを忘れてはならない。

なお、部会の業務分掌は別に定めて公示する。

**第7条（活動部への所属登録）** 役員を除く各信徒は、財務を除き毎年いずれかの活動部の1つ（最大限3つ）への所属登録をする。所属できない信徒もその旨を登録しなければならない。なお所属の変更は関係各部の代表への届け出によって行われる。登録修道会の登録の可否は所属修道会が決定する。

**第8条（活動部代表）** 役員会は、各活動部ごとに、これらに登録した信徒に無記名投票によって3名連記の代表候補の推薦を求め、その高位得票者の中から1名の代表を選任する。この代表は兼任できない。同じく役員もこの代表を兼任できない。代表はその部の運営に責任を持ち、評議員として、第3条の小教区評議会を構成する一員となる。

**第9条（小教区総会）** ブロック担当司祭団は全信徒が参加する総会を招集し、小教区評議会で決定された事項を全信徒に周知、徹底させる。総会はまた、小教区運営についての自由な意見発表の場である。

**第10条（連絡網）** 役員会は、小教区の地域を分割して責任者を定め、信徒の連絡網を作成する。各地区の連絡責任者はまた、地域単位で交代する典礼の役割分担、教会の清掃などに協力する。

### 第3章 運営

**第11条（任期）** 評議員（役員及び部会代表）の任期は1年とし、毎年選任を更改する。再任は妨げないが、原則として4年を越えてはならない。任期中に退任を余儀なくされた場合は担当司祭団が代行者を選任する。

**第12条（活動部会所属登録）** 毎年更新する。

**第13条（役員会の開催）** 原則として毎月 一回、役員会が定めた日に開催する。ただし、担当司祭団の発議によって、随時開催できる。

**第14条（評議会の開催）** 原則として奇数月の第4日曜日にブロック担当司祭団が招集する。ただし、ブロック担当司祭団は必要に応じて、随時招集できる。

### 第15条（評議会の審議事項）

- ① 小教区の宣教司牧方針に関する基本方針（長期・短期）の作成
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- ③ 予算と決算の承認、及び予算外の支出の承認
- ④ 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更
- ⑥ その他の重要事項

第16条（活動部会の開催） 原則として奇数月第3日曜日のミサ後、一斉に開催する。ただし、代表あるいは役員会の発議によって、隨時開催できる。活動部会の決定は、役員会の了解を得て発効する。

第17条（会計監査） ブロック担当司祭団は、財務部の部員以外から2名を会計監査に指名する。

第18条（墓地担当） 評議会は「墓地管理」の業務を行う墓地担当者を指名し、公の活動となるよう支援し、かつ監督する。また、墓地担当者は評議会との連携をはかる。任期は2年とし2年ごとに選任を更改する。再任は妨げない。

付則 本規約の制定、変更は教区司教の認可を経て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日

付記 本規約の変更は、教区司教の認可を受けた2009年11月16日発効する。

付記 本規約の変更は、教区司教の認可を受けた2010年12月8日発効する。

